

仕 様 書

1 名称

衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙ポスター掲示場用掲示板借受

2 数量

12区画（余白付6区画＋区画のみ6区画）の掲示板 合計 630枚

3 規 格

次のいずれか又は同等品とする。

- (1) (株)タナカ製 STボード
- (2) (株)コートテック製 CTボード

4 同等品条件

(1) 材質・規格

- ア 再生パルプボード等リサイクル可能な材質を使用したものであること。
- イ 釘打により容易に施工が可能であり且つひび割れが生じないものであること。
- ウ 設置期間（令和3年4月の1か月程度）中、気候変動や風雨（台風等の災害は除く）によって変形・破損することなく、雨水が浸透しないよう耐水加工がされており、吸湿性があるものについては水浸重量増加率が15%程度以下であること。
- エ 押ピン、両面テープによるポスター貼付が可能であること（押ピンの場合は、容易にできるものであること）。
- オ 2区画あたりの重量が1kg程度以下であるもの
- カ 厚さが3mm～4mm程度であること。
- キ 掲示板の組み合わせについては別紙1のとおりとすること。

(2) 印刷

- ア 印刷の形状については別紙1のとおりとすること。
- イ 区画線及び区画番号の色は黒とし、番号の大きさは200ポイント程度以上とすること。
- ウ 区画線の幅は、10～15mm程度とすること。
- エ 1区画あたりの大きさは、縦・横430mm～460mmとすること。
- オ 設置期間（令和3年4月の1か月程度）中、気候変動や風雨（台風等の災害は除く）により、印刷の剥がれや滲み、色落ち等が起きないようにすること。

(3) その他

同等品により参加する場合は、令和3年3月19日（金）15時00分までに担当課まで以下の書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けること。

【提出書類】

- ・同等・規格確認書（別紙2）
- ・カタログ等の仕様書の規格が満たされていることがわかる書類
- ・国内の選挙管理委員会のポスター掲示場用掲示板として、1か月程度の設置期間中に適正に使用されたことがわかる書類（契約書、仕様書、契約金額と同一額が入金されたことがわかる書類など）

5 借受期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月7日（金）

6 納入期限

令和3年3月31日（水）

7 納入場所、検査場所及び数量内訳

(1) 納入場所及び検査場所

各区選挙管理委員会事務局が指定する場所（別途各区選挙管理委員会事務局が契約する「衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務」の受託業者への納品となる予定）

詳細については、下記担当者と調整すること。

(2) 各区担当者

区	担当者・連絡先	数量（枚）
北 区	新木 757-2404	334
東 区	佐藤 741-2412	296
合 計		630

(3) 受領確認

納品に際しては、納品先ごとに別紙3の受領確認書に受領者の記名及び押印を受け、納品書提出の際に併せて提出すること。

8 返納

借受期間終了後、各区選挙管理委員会事務局が別途契約する「衆議院北海道第2区

選出議員補欠選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務」の契約業者から返納するものとする。

- (1) 返納期間 令和3年5月6日（木）から令和3年5月7日（金）まで
- (2) 返納場所 受託者の指定する場所（札幌市内の1か所とする。）
- (3) その他 釘や枠材は取りはずすこととするが、貼りつけられたポスター及び貼付に使用したテープや画鋏等については取り除かない状態で返納するものとする。

9 その他

- (1) 配送車両については、別途各区選挙管理委員会事務局が契約する「衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務」の受託業者が未定のため、ユニック車等の荷降ろし等ができる車両を使用すること。
- (2) 区画数は各選挙の立候補予定者数の状況により変更する可能性があるため、契約後、区画数変更があった場合は、別途協議するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上定めることとする。

10 担当課

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎4階）

札幌市選挙管理委員会事務局選挙課

担当：林 TEL 211-3247